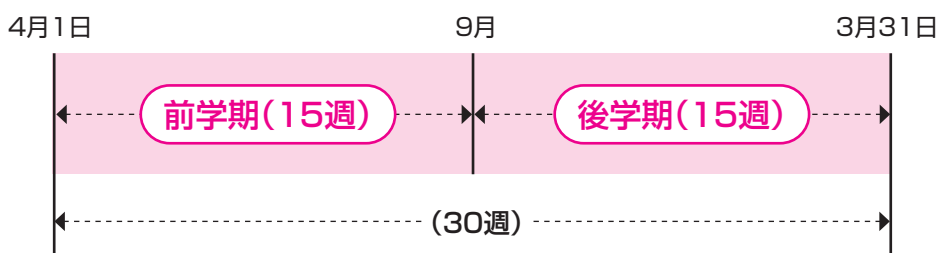


1 授業

1 授業

[1] 学期

1年間は前学期と後学期の2学期で構成され、授業はおおむね前学期が15週、後学期が15週、年間30週にわたり開講されます。



参照→「学年暦」

[2] 授業時間

授業は1時限当たり90分で行われ、原則として、月曜日から金曜日の1時限から5時限となります。

ただし、月曜日から金曜日の6時限及び土曜日の1・2時限に、集中授業、特別授業、補講及び就職等各種ガイダンス等が行われることがあります。

曜日	月	火	水	木	金	土
1	9:00 ~ 10:30					
2	10:40 ~ 12:10					
3	13:00 ~ 14:30					
4	14:40 ~ 16:10					
5	16:20 ~ 17:50					
6	18:00 ~ 19:30					

参照→P.3「補講」

[3] 授業の出席

授業にはすべて出席しなければなりません。

原則として、実授業回数の5分の4以上の出席がなければ試験を受けることができません。

[4] 授業の欠席

やむを得ない事由により授業を欠席する（した）場合、次のとおり手続を行ってください。

※1
「授業欠席届」（所定様式）は学事課（教務担当）で受領してください。

※2
「欠席届（体育クラブ活動）」（所定様式）は学生支援課（学生支援担当）で受領してください。

※3
以下のいずれかに該当する場合は、保健管理センターの判断によります。

- ①連続した7日間を超える欠席期間
- ②第3種「その他の感染症」

参照➡P.12
「定期試験の欠席」

※1
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、新型インフルエンザ等感染症に含まれます。

※2
第3種「その他の感染症」の詳細については、文部科学省HPを参照してください。

欠席の事由	提出書類		提出先	取扱い
	届出書類	添付書類		
父母、祖父母、兄弟、姉妹に不幸があった場合	授業欠席届（所定様式）※1	会葬礼状等	学事課（教務担当）	次の期間については、欠席の扱いをしません。 父母： 連続した7日間と往復の日数 祖父母、兄弟、姉妹： 連続した5日間と往復の日数
学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症にかかった場合		感染症名、発症日及び治癒までにかかった期間が判断できる診断書		原則、当該期間中は欠席の扱いをしません。 ※3
裁判员等に選任され、裁判所に出向いた場合		裁判所が発行する証明書類		
体育会所属クラブと学生会体育会連盟会所属のスポーツ・文化活動特別入学試験指定クラブの学生が公式試合等に参加した場合	欠席届（体育クラブ活動）（所定様式）※2		学生支援課（学生支援担当）	欠席の扱いをしません。
上記以外の事由 例：病気、ケガ、事故など	欠席事由を証明できるもの		授業担当教員（事務窓口での取扱いは一切行いません。）	授業担当教員の判断によりますので、各自で確認してください。

注意 1 欠席した授業の内容は、後日必ず授業担当教員に確認してください。

注意 2 授業科目によっては、授業担当教員から出席の代わりに課題（レポート等）が課されることがあります。

注意 3 平常授業時に実施される試験の欠席については、欠席の事由を証明する書類を**授業期間内**に授業担当教員に直接提出し、その取扱いについて授業担当教員の指示を受けてください。学事課（教務担当）での取次ぎ等は一切行いません。

注意 4 添付書類は原本を提出してください。

なお、原本の返却が必要な場合は、提出時に学事課（教務担当）に申し出てください。

参考：学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症の種類

種別	病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症※1、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※2

[5] 休 講

参照→『Webポータルシステム利用マニュアル』

参照→P.36「学生への連絡」

やむを得ず授業が休講となることがあります。原則として授業の休講はWebポータルシステムの掲示配信及び掲示板で告知しますので、始業前に必ず確認してください。

なお、休講の掲示配信等がなく、授業開始時刻から30分以上経過しても授業担当教員が出講しない場合は、学事課（教務担当）で指示を受けてください。

[6] 補 講

参照→『Webポータルシステム利用マニュアル』

参照→P.36「学生への連絡」

授業の進度や休講状況等により、授業担当教員の判断で補講を実施することがあります。

補講は、学年暦に定める補講期間のほか、平常授業期間、夏季・冬季・春季休暇中に実施される場合もあります。日時等の詳細については、Webポータルシステムの掲示配信及び掲示板で告知します。

2 授業科目

[1] 開講期

授業科目は、開講される期間別に次のとおり分けられます。

セメスター科目 (15週)	前学期又は後学期のいずれかの学期で授業が行われ、成績が評価される科目 注意 セメスター科目には、1週間に1回授業を行う科目と、1週間に2回授業を行う科目の2種類があります。
通 年 科 目 (30週)	前学期と後学期の1年間を通して授業が行われ、成績が評価される科目
集 中 科 目	ある一定の期間に集中的に授業が行われ、成績が評価される科目

[2] 配当年次

授業科目には、それぞれ配当年次が定められています。これは、各授業科目を系統的に学修するために履修できる年次の配当を定めているものです。

自分の在籍年次より下位の年次に配当されている科目の履修は認められますが、上位の年次に配当されている科目の履修は認められません。

なお、『授業時間割』及び『シラバス』には、配当年次のうち履修可能な最低年次が記載されています。

参照→「教育課程表」

※同一名称科目でも入学年度によって配当年次が異なる場合があります。履修登録の際は、必ず教育課程表を確認してください。

[3] 授業科目の種類

授業科目には、次のとおり3つの種類があります。

科目の種類	定 義
必 修	卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目
選 択 必 修	必修科目以外で特定分野又は科目の中から所定の単位数を修得しなければならない科目
選 択	必修科目及び選択必修科目以外の科目